

## 公益社団法人安城市シルバー人材センター就業基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人安城市シルバー人材センター会員就業規約第2条の規定に基づき、就業の公平と適正及び未就業会員の就業機会の確保を目的とする。

(就業基準)

第2条 就業基準は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 同一職種、同一就業場所における就業は5年以内とする。ただし、専門性を有する業務（剪定、草刈、襖班等）、交代する会員を確保できない業務等、やむを得ない事情がある業務についてはこの限りでない。
- (2) 5年の就業期間を超えた場合（前号ただし書きに規定する業務に就業している場合を除く。）、2年以内に就業場所を変更しなければならない。
- (3) 1ヶ月の就業日数は、概ね10日以内とする。ただし、短時間の就業や短期間に集中する業務に係る就業に関してはこの限りでない。
- (4) 1日の就業時間は8時間以内とする。
- (5) この基準にかかわらず、就業が不相当と認められる会員は、就業期間中においても交代させることができる。

(会員の遵守義務)

第3条 第3条 会員は、就業規約及び就業基準を遵守し、誠実な履行及び仕事の完成に努めなければならない。

(公平な就業)

第4条 事務局は、会員の健康状態、希望職種、労働意欲を把握し、就業の公平及び就業機会の確保に努めるものとする。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、理事会において決定する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年9月21日から施行する。